

## サービス契約約款

特定非営利活動法人 つばきネット

### 第1章 総則

#### (約款の適用)

第1条 当社は、新上五島町内無線LANネットワークサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより無線LANネットワークサービスを提供します。

#### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他無線LANネットワークサービスの提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

### 第2章 契約

#### (契約の単位)

第3条 当社は、契約者回線1回線ごとに1IDのネットワークサービス契約を締結します。この場合、契約者は、1IDのネットワークサービス契約につき1人に限ります。

#### (契約者回線の終端)

第4条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

3 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を料金表第1表（料金）に定めるところにより提供します。

#### (無線LANネットワークサービス区域)

第5条 当社は、新上五島町の定めるところにより無線LANネットワークサービス区域を設定します。

#### (無線LANネットワークサービス申込みの方法)

第6条 無線LANネットワークサービス申込みをするときは、次に掲げる事項について、当社所定の契約申込書に記載しNPOつばきネットに提出していただきます。

(1) 新上五島町無線LAN施設の使用に関する申込書兼届出書

(2) 契約者回線の終端の場所

(3) その他無線LANネットワークサービス申込みの内容を特定するための事項

#### (無線LANネットワークサービス申込みの承諾)

第7条 無線LANネットワークサービス契約は、無線LANネットワークサービス申込みに対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(2) 無線LANネットワークサービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。

(3) 申込者が無線LANネットワークサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(4) その他無線LANネットワークサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(基本契約期間)

第8条 無線LANネットワークサービスには、料金表第1表(料金)の定めるところにより基本契約期間があります。

2 契約者は、前項の期間内に契約を解除する場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、契約者回線の提供ができなくなった場合、無線LANネットワークサービス契約が解除になるときは、この限りではありません。

(契約者回線の移転)

第9条 契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第7条(無線LANネットワークサービス申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の利用の一時中断)

第10条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断を行います。ただし、一時中断期間料金(子機レンタル料750円および一時中断月額料1,260円)が必要となります。尚、休止および復活時に変更手数料2,100円(税込)は別途かかります。

(無線LANネットワークサービス利用権の譲渡禁止)

第11条 無線LANネットワークサービス利用権は、譲渡することはできません。

(契約者が行う無線LANネットワークサービス契約の解除)

第12条 契約者は、無線LANネットワークサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社に通知していただきます。

2 前項により、無線LANネットワークサービス契約を解除する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

3 無線LANネットワークサービス契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、料金表第2表(工事に関する費用)に定める工事費の支払いを要します。

(当社が行う無線LANネットワークサービス契約の解除)

第13条 当社は、第16条(利用停止)の規定により無線LANネットワークサービスの利用を停止された契約者が、その事実を解消しないときは、無線LANネットワークサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第16条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第16条(利用停止)の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで無線LANネットワークサービス契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、無線LANネットワークサービス契約を解除することがあります。

4 当社は、前三項の規定により無線LANネットワークサービス契約を解除しようとするときはあらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

6 無線LANネットワークサービス契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、料金表第2表（工事に関する費用）に定める工事費の支払いを要します。

（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

第14条 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、無線LANネットワークサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、無線LANネットワークサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

### 第3章 利用中止等

（利用中止）

第15条 当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。

（1）当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。

（2）第17条（通信利用の制限等）の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページ又は電子メールにより契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、2ヶ月以内で当社が定める期間（（1）の場合は、その無線LANネットワークサービスの料金等が支払われるまでの間）、その契約者回線等の利用を停止することがあります。

（1）無線LANネットワークサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（2）第31条（利用に係る契約者の義務）規定に違反したとき。

（3）前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であって無線LANネットワークサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を契約者に通知します。

### 第4章 通信

（通信利用の制限等）

第17条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することがあります。

2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交

換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。

## 第5章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第18条 当社が提供する無線LANネットワークサービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

2 当社が提供する無線LANネットワークサービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

3 無線LANネットワークサービス申込みに基づき、当社が当該無線LANネットワークサービスの工事を完了した翌日から提供を開始した日とします。

(利用料金の支払義務)

第19条 契約者は、無線LANネットワークサービス契約に基づいて、当社が無線LANネットワークサービスの提供を開始した日から起算して、無線LANネットワークサービス契約の解除があった日の月末日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に定める利用料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により無線LANネットワークサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金(その無線LANネットワークサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)の支払いは、次によります。

(1) 第10条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定又は第16条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。

(2) 前号のほか、契約者は、次の場合を除き、無線LANネットワークサービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

### 区別 支払いを要しない料金

1 契約者の責めによらない理由により、無線LANネットワークサービスを全く利用できない状態が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線LANネットワークサービスについての利用料金(一部が全く利用できない時刻から起算して、連続72時間以上その状態が継続したとき。状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額)。ただし、土曜日・日曜日・祝日及び新上五島町役場の閉庁日は日数に算入しない。

2 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還あるいは翌月以降の利用料金と相殺します。

(工事費の支払義務)

第20条 契約者は、無線LANネットワークサービス申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその無線LANネットワークサービス契約の解除又はその工事の請

求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

（手続きに関する料金の支払義務）

第 21 条 契約者は、無線LANネットワークサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表（料金）に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

（債権の譲渡）

第 22 条 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

（料金の計算方法等）

第 23 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第 24 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第 25 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合（閏年についても 365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第 7 章 保守

（契約者の切分責任）

第 26 条 契約者は、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その通信機器に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、無線LANネットワークスタッフにより通信確認を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の確認により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が契約者の通信機器にあったときは、契約者にその派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

（修理又は復旧の順位）

第 27 条 当社は、当社の管理する電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第 17 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、新上五島町役場と協議の上、その電気通信設備を修理し又は復旧します。

## 第7章 損害賠償

### (責任の制限)

第28条 当社は、無線LANネットワークサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その無線LANネットワークサービスが全く利用できない状態（一部が全く利用できない状態を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、土曜日・日曜日・祝日及び新上五島町役場の閉庁日は日数に算入しない。

2 前項の場合において、当社は、無線LANネットワークサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する次の無線LANネットワークサービスの利用料金（その無線LANネットワークサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下この条において同じとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

#### (1) 料金表第1表（料金）に規定する利用料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により無線LANネットワークサービスの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (免責)

第29条 当社は、無線LANネットワークサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、契約者が無線LANネットワークサービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任も負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。

3 当社は、契約者が無線LANネットワークサービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止若しくは削除されたこと、又は掲載停止若しくは削除されなかったことに起因して、その契約者その他第三者に損害が生じたとしても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。

4 当社は、契約者が電子メール又はホームページ開設のために情報蓄積装置に蓄積する情報の保存について、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。

5 契約者が無線LANネットワークサービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

6 当社は、当社及び当社以外が提供するソフトウェア等又はその他の不可抗力により生じた損害、

当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、遺失利益及び間接損害等のあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

## 第8章 雑則

### (承諾の限界)

第30条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合にはその定めるところによります。

### (利用に係る契約者の義務)

第31条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社が無線LANネットワークサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるときはこの限りではありません。なお、この場合はすみやかにNPOつばきネットに通知していただきます。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が無線LANネットワークサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社に無線LANネットワークサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。

(5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。

(6) 当社が無線LANネットワークサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(7) 他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様で無線LANネットワークサービスを利用しないこと。

(8) 別記11に定める禁止事項に抵触しないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し又はき損したとき、若しくは電気通信設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) 亡失又はき損に関する費用は、次表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします。

### (契約者の氏名等の通知)

第32条 当社は、新上五島町から請求があった場合は、契約者（新上五島町からの請求については、新上五島町と無線LANネットワークサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び契約者連絡先電話番号を通知することがあります。

(契約者に係る情報の利用)

第 32 条の 2 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、契約者連絡先電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

別記

#### 1 無線LANネットワークサービスの提供区域

無線LANネットワークサービスの提供区域は、新上五島町内とします。ただし、無線LANネットワークサービス整備地域・地区に限る。

#### 2 契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにNPOつばきネットに届け出ていただきます。

(2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

#### 3 電気通信設備の設置場所の提供等

(1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社が無線LANネットワークサービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

(3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

#### 4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

#### 5 無線LANネットワークサービスにおける禁止事項

契約者は、無線LANネットワークサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

(2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。

(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為。

(4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。

(5) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為。

(6) わいせつ、児童ポルノ、猥雑若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又



は掲載する行為。

(7) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等。）。

(8) 無線LANネットワークサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。

(9) 他人になりすまして無線LANネットワークサービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）。

(10) 他の契約者等の個人情報を収集又は蓄積する行為。

(11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。

(12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。

(13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。

(14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。

(15) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。

(16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。

(17) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。

(18) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。

## 6 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて長崎地方裁判所又は新上五島簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

## 7 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

## 8 特定情報サービス

(1) 当社は、契約者から当社が別に定めるところにより請求があったときは、特定情報サービス（当社が別に定める情報サービス（ソフトウェアの利用を含む）のうち、当社以外の者が、提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る特定情報利用者識別符号（特定情報サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）をその契約者に付与します。

(2) 特定情報利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

(3) 契約者は特定情報利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。

(4) 当社は、有料情報サービス（特定情報サービスのうち有料のものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る情報サービス料（当社が別に定める料金とします。以下同じとします。）

の課金を行います。

(5) 当社は、情報サービス料については、その有料情報サービスの利用に係る無線LANネットワークサービスの利用料金に適用される料金月(料金表通則の1に規定するものとします。)ごとに集計のうえ、その契約者に請求します。

(6) (4) 及び(5)の場合において、当社が課金及び請求する情報サービス料は、当社の機器により計算します。

(7) 当社が別に定める期間が経過しても徴収できない情報サービス料については、有料情報サービス提供者が回収することがあります。

(8) 当社は、特定情報サービスの提供者(以下「特定情報提供者」といいます。)からの請求があった場合は、その特定情報提供者が提供する特定情報サービスの利用者の氏名、住所等をその特定情報提供者に通知することがあります。

## 9 特定情報サービスに係る免責

当社は、特定情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

## 10 利用申込確認書に関する承諾

無線LANネットワークサービス利用にける注意事項および禁止事項確認書において、契約者が内容を確認・承諾し利用開始とします。

(料金表)

第1表 料金

第2表 工事に関する費用

通則

(料金の計算方法等)

1 無線LANネットワークサービスの料金及び工事に関する費用は、この無線LANネットワークサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

2 当社は、契約者がその無線LANネットワークサービス契約に基づき支払う料金を料金月(2の暦日の起算日(当社が無線LANネットワークサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める利用料金をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日無線LANネットワークサービスの提供の開始があったとき。

(2) 料金月の初日に無線LANネットワークサービスの提供を開始し、その日に無線LANネットワークサービス契約の解除があったとき。

(3) 第19条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。

(4) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。

4 3の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第19条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

7 契約者は、料金、工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。

8 契約者は、料金、工事に関する費用について、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところにより支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10 当社は、当社が請求することとなる料金、工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事に関する費用を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及びNPOつばきネットに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成21年5月1日から適用された約款を訂正したものであり、サービス契約約款第2条に基づき、平成23年4月1日より適用されます。

## (料金表)

第1表 料金

区分	単位	月額利用金額
入会金	1 契約者	3, 1 5 0 円
月額利用料 (上記に含まれるもの インターネット常時接続通信料 プロバイダー料 メールアカウント料)	1 I D (1 回線)	2, 7 3 0 円
子機アンテナ利用料 基本契約期間 2 4 ヶ月 (期間内に解除された場合は (24 - 支払済み月数) × 750 円が必要)	1 セット (子機アンテナ本体、P O E, A C アダプター各 1 個)	7 5 0 円
一時中断期間 子機アンテナ利用料	1 契約	7 5 0 円
一時中断月額料		1, 2 6 0 円
一時中断変更手数料	1 契約	2, 1 0 0 円
回線使用復活変更手数料	1 契約	2, 1 0 0 円

第2表 工事に関する費用

区分	単位	月額利用金額
屋外子機アンテナ (レンタル部分) 取付・取外基本工事代	1 工事	5, 0 0 0 円
室内子機アンテナ設定・設置費	1 工事	5, 2 5 0 円
アンテナ用ハブ及びポールセット	1 セット	2, 1 0 0 円
L A N ケーブル	1 0 m	1, 0 5 0 円
	1 5 m	1, 5 7 5 円
	2 0 m	2, 1 0 0 円
	2 1 m 以上	別 途
パソコン設定	1 契約	1, 5 7 5 円
屋内外の配線に関する工事 (オプション部材を含む)	1 工事	別途工事店見積

\*子機アンテナ工事をご自身でされる場合 (契約者ご自身で電気工事業者を依頼される場合も含む) は、子機アンテナのみお渡しいたします。

お申込年月日	年	月	日
--------	---	---	---

## つばきネット利用申込確認書

この度は、つばきネットへのご加入のお申込をいただき、誠にありがとうございます。

ご利用契約に関して、ご注意ください点があります。ご理解の上、ご利用契約されますよう、よろしく、お願い申し上げます。

1. 通信速度に関して、ベストエフォートに於いて、1Mのブロードバンド通信速度となります。ただし、100%通信速度を、保証するものではありませんので、ご理解をお願い申し上げます。
2. つばきネットの通信サービスは、利用目的が業務重視である場合、適合できない可能性があります。無線ラン通信という、設備の性質上、落雷等の障害に非常に弱く、設備に異常が発生した場合、最悪、復旧できるまで2週間から3週間の期間使用できなくなる可能性があります。必ず、ご理解の上、ご加入下さい。特に業務でご利用予定のお客様は、十分にご注意下さい。
3. データの使用量が、著しく、過大な場合、インターネットが利用できなくなる可能性があります。原因は、ご契約者様のアクセス先の問題（接続先、サーバ等）と、インターネット利用時間帯、及び、つばきネット回線利用者状況等、いろいろ、原因がありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
4. ファイル共有ソフトは原則禁止です。町内のご利用いただいておりますユーザーの皆様々に安定した通信速度をご提供できるよう、当ネットワークでは、Winny や P2P、類似するシステムなどの多量のデータをやり取りするソフトを原則禁止とさせていただきます。これらのソフトは、インターネット回線の送信や受信の帯域を共に圧迫します。そのため、インターネットや動画の受信を行う帯域がせまくなり、表示速度が遅くなります。ファイル共有ソフトは、ウイルスを含むファイルも多数存在し、セキュリティ対策なく使用している場合はウイルスに感染している危険性が高く、ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、自動的に通信切断及び通信速度を制限させていただくことがあります。ご使用されますと、ご登録IDの通信が出来なくなりますので、ご注意ください。
5. パソコンの設定（OSのアップデート、アプリケーションのバージョンアップなど）は、ご契約者様での対応をお願い申し上げます。インターネット通信出来ない場合、現場確認作業が必要となる時があります。つばきネット設備等の問題が無い場合、つばきネットとしては、有料のサポート料金(10,000円以上)等が発生致しますので、ご注意ください。サポート金額は、状況による対応とさせていただきます。ご理解下さいますようお願い申し上げます。
6. ウイルス対策ソフトは、必ず、最新の状態でご利用下さい。もし、ウイルス感染等障害が発生しても、つばきネットとしては、対応できませんので、宜しく、お願い申し上げます。
7. オンラインゲームについては、動作環境の保証はできません。
8. ご利用料金の滞納（2カ月）が発生した場合、通信出来なくなります。ご注意ください。
9. インターネットがご利用出来ない状況が発生した場合、速やかに、ご連絡をお願いします。ご契約者様より連絡頂かない限り、つばきネットでは確認できません。もし、ご利用出来ない期間が長期に渡りましても、確認できない限りご利用料金は発生します。ご注意ください。
10. 原則加入時から2年間の契約解除は、出来ません。もし、諸事情により契約の解除・利用休止・その他つばきネットが求めた場合は、アンテナは返却していただきます。契約解除の場合、解除料金¥10,500円

(税込)が発生しますので、ご注意ください。ご利用料金の未払いがあった場合は、解除時にご入金いただきます。アンテナ使用料においては、契約時規定利用期間（2年間）の定めるところにより、期間終了までの残月数に応じて、解除料をいただきます。

11. ウイルス対策ソフトのウイルスバスター（トレンドマイクロ社製品）、ウイルスセキュリティ ZERO（ソースネクスト社）、AVG アンチウイルス Free Edition、KINGSOFT インターネットセキュリティ等はつばきネットのシステム関係上、動作の推奨はできません。ご注意ください。
12. レンタルアンテナを故意に操作（リセット等）、又は、破損など動作不良となった場合、お客様に交換機器代金、及び、技術設定手数料の有償修理料金が発生いたします。ご注意ください。
13. 通信不良状況が発生し、現地調査を行った場合、お客様のパソコン側の設定不良や故障等で、つばきネットの設備に異常なき場合（ご利用アンテナ等）には、初期現場確認手数料が 3,000 円以上発生します。発生した手数料金に関しては、翌月のつばきネット利用料金と合算して引落させていただきます。ご理解下さい。
14. 通信できない場合、まず、ご利用のアンテナの電源アダプターをコンセントより抜き、アンテナ本体の再起動をお願いします。次に、LAN ケーブルコネクターのアンテナ側と、PC 側の接続状態もご確認願います。ケーブルを抜き差しし、接続をしっかりと確認して下さい。再び、アンテナに電源を接続する場合、5 分後位、時間を置いてから、操作して下さい。電源を投入してから、約 10 分間は通信が安定しませんので、その間は、インターネット接続しないようにお願いします。10 分経過しましたら、通常通り利用できます。
15. 購入直後のパソコン等のセットアップ作業は、お客様ご自身での操作対象となります。つばきネットとしては、パソコン利用環境がすべて完了した後でのご加入とさせていただきます。初期セットアップ、及び、登録等は、必ず完了しておいて下さい。もし、初期設定が完了していない場合には、つばきネットのご利用開始は、出来ませんので、ご注意ください。
16. お客様において、LAN 端子以降、外部機器を接続利用された場合、つばきネットとしては、サポート出来ません。もし、通信トラブルが発生し、インターネットがご利用できない場合、つばきネットとしては、ネットワーク利用環境の原因追究が出来ないため、対応不可能となります。その場合、お客様ご自身でのトラブル復旧作業となりますので、ご注意ください。
17. お客様ご自身で、受信用クライアント（利用アンテナ）の設定を、変更、及び、改良されますと通信出来なくなります。設定を変更された場合、無線電波の性質上、トラブルが発生します。ご注意ください。もし、ご利用出来ない状況になりましても、つばきネットとしては、対応出来ません。故意に設定変更、及び、改良された場合には、受信クライアントを現状復帰していただいた上で、返還をお願い致します。もし、返還できない場合は、機器の損害金額（¥10,000 円以上）を申し受けることとなります。それと同時に、つばきネット退会の対象となります。くれぐれも、ご注意ください。

お客様ご署名欄

※フルネームをお願いします。

特定非営利活動法人  
つばきネット  
TEL : 0959-42-1881

お申込年月日	年	月	日
--------	---	---	---

つばきネット利用申込確認書

この度は、つばきネットへのご加入のお申込をいただき、誠にありがとうございます。

ご利用契約に関して、ご注意ください点があります。ご理解の上、ご利用契約されますよう、よろしく、お願い申し上げます。

1. 通信速度に関して、ベストエフォートに於いて、1Mのブロードバンド通信速度となります。ただし、100%通信速度を、保証するものではありませんので、ご理解をお願い申し上げます。
2. つばきネットの通信サービスは、利用目的が業務重視である場合、適合できない可能性があります。無線ラン通信という、設備の性質上、落雷等の障害に非常に弱く、設備に異常が発生した場合、最悪、復旧できるまで2週間から3週間の期間使用できなくなる可能性があります。必ず、ご理解の上、ご加入下さい。特に業務でご利用予定のお客様は、十分にご注意下さい。
3. データの使用量が、著しく、過大な場合、インターネットが利用できなくなる可能性があります。原因は、ご契約者様のアクセス先の問題（接続先、サーバ等）と、インターネット利用時間帯、及び、つばきネット回線利用者状況等、いろいろ、原因がありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
4. ファイル共有ソフトは原則禁止です。町内のご利用いただいておりますユーザーの皆様へ安定した通信速度をご提供できるよう、当ネットワークでは、Winny や P2P、類似するシステムなどの多量のデータをやり取りするソフトを原則禁止とさせていただきます。これらのソフトは、インターネット回線の送信や受信の帯域を共に圧迫します。そのため、インターネットや動画の受信を行う帯域がせまくなり、表示速度が遅くなります。ファイル共有ソフトは、ウイルスを含むファイルも多数存在し、セキュリティ対策なく使用している場合はウイルスに感染している危険性が高く、ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、自動的に通信切断及び通信速度を制限させていただくことがあります。ご使用されますと、ご登録IDの通信が出来なくなりますので、ご注意ください。
5. パソコンの設定（OSのアップデート、アプリケーションのバージョンアップなど）は、ご契約者様での対応をお願い申し上げます。インターネット通信出来ない場合、現場確認作業が必要となる時があります。つばきネット設備等の問題が無い場合、つばきネットとしては、有料のサポート料金(3,000円以上)等が発生致しますので、ご注意ください。サポート金額は、状況による対応とさせていただきます。ご理解下さいますようお願い申し上げます。
6. ウイルス対策ソフトは、必ず、最新の状態でご利用下さい。もし、ウイルス感染等障害が発生しても、つばきネットとしては、対応できませんので、宜しく、お願い申し上げます。
7. オンラインゲームについては、動作環境の保証はできません。
8. ご利用料金の滞納（2カ月）が発生した場合、通信出来なくなります。ご注意ください。
9. インターネットがご利用出来ない状況が発生した場合、速やかに、ご連絡をお願いします。ご契約者様より連絡頂かない限り、つばきネットでは確認できません。もし、ご利用出来ない期間が長期に渡りましても、確認できない限り、ご利用料金は発生します。ご注意ください。
10. 原則加入時から2年間の契約解除は、出来ません。もし、諸事情により契約の解除・利用休止・その他つばきネットが求めた場合は、アンテナは返却していただきます。契約解除の場合、解除料金¥10,500円（税込）が発生しますので、ご注意ください。ご利用料金の未払いがあった場合は、解除時にご入金いた

できます。アンテナ使用料においては、契約時規定利用期間（2年間）の定めるところにより、期間終了までの残月数に応じて、解除料をいただきます。

11. ウイルス対策ソフトのウイルスバスター（トレンドマイクロ社製品）、ウイルスセキュリティ ZERO（ソースネクスト社）、AVG アンチウイルス Free Edition、KINGSOFT インターネットセキュリティ等はつばきネットのシステム関係上、動作の推奨はできません。ご注意ください。
12. レンタルアンテナを故意に操作（リセット等）、又は、破損など動作不良となった場合、お客様に交換機器代金、及び、技術設定手数料の有償修理料金が発生いたします。ご注意ください。
13. 通信不良状況が発生し、現地調査を行った場合、お客様のパソコン側の設定不良や故障等で、つばきネットの設備に異常なき場合（ご利用アンテナ等）には、初期現場確認手数料が 3,000 円以上発生します。発生した手数料金に関しては、翌月のつばきネット利用料金と合算して引落させていただきます。ご理解下さい。
14. 通信できない場合、まず、ご利用のアンテナの電源アダプターをコンセントより抜き、アンテナ本体の再起動をお願いします。次に、LAN ケーブルコネクターのアンテナ側と、PC 側の接続状態もご確認願います。ケーブルを抜き差しし、接続をしっかりと確認して下さい。再び、アンテナに電源を接続する場合、5 分後位、時間を置いてから、操作して下さい。電源を投入してから、約 10 分間は通信が安定しませんので、その間は、インターネット接続しないようにお願いします。10 分経過しましたら、通常通り利用できます。
15. 購入直後のパソコン等のセットアップ作業は、お客様ご自身での操作対象となります。つばきネットとしては、パソコン利用環境がすべて完了した後でのご加入とさせていただきます。初期セットアップ、及び、登録等は、必ず完了しておいて下さい。もし、初期設定が完了していない場合には、つばきネットのご利用開始は、出来ませんので、ご注意ください。
16. お客様において、LAN 端子以降、外部機器を接続利用された場合、つばきネットとしては、サポート出来ません。もし、通信トラブルが発生し、インターネットがご利用できない場合、つばきネットとしては、ネットワーク利用環境の原因追究が出来ないため、対応不可能となります。その場合、お客様ご自身でのトラブル復旧作業となりますので、ご注意ください。
17. お客様ご自身で、受信用クライアント（利用アンテナ）の設定を、変更、及び、改良されますと通信出来なくなります。設定を変更された場合、無線電波の性質上、トラブルが発生します。ご注意ください。もし、ご利用出来ない状況になりましても、つばきネットとしては、対応出来ません。故意に設定変更、及び、改良された場合には、受信クライアントを現状復帰していただいた上で、返還をお願い致します。もし、返還できない場合は、機器の損害金額（¥10,000 円以上）を申し受けることとなります。それと同時に、つばきネット退会の対象となります。くれぐれも、ご注意ください。

お客様ご署名欄

※フルネームをお願いします。

特定非営利活動法人  
つばきネット  
TEL : 0959-42-1881



つばきネットの責任限界点について



ご契約者様にて、対応をお願いいたします。

パソコンのシステム異常、動作不良に関しては、つばきネットとしては、サポート外とさせていただきます。**パソコン本体の故障診断、及び、修理等は購入店、又は、パソコンメーカーにご相談下さい。**

- ① D-Link アクセスポイントからの LAN ケーブルコネクタまでが、つばきネットの責任限界点とさせていただきます。
- ② パソコン本体の設定、及び、動作確認作業はご契約者様本人にて操作をお願い致します。
- ③ 出力された LAN コネクタの接続は、パソコン1台の LAN ポートのみとさせていただきます。
- ④ その他の外部機器接続で利用された場合、つばきネットは動作保証しませんので、ご注意ください。